

平成 30 年 4 月 25 日

役員各位

さいたま市北柔道連盟

会長 佐藤 正和

講道館級位（少年）に関する統一事項

標記の件が県柔連より通知がありました。5 月 19 日のさいたま市北柔道連盟総会時にどの様に運用していくかを検討したいと思います。下記の事項及び添付資料を熟読の上、総会時にご意見を頂きたいと思います。

記

1. 七級から四級審査

- (1) 各道場、クラブにおいて「講道館級位（少年）基準」に基づき実施する。
- (2) 実施後、柔道手帳に「○級合格」と記載し、郡市柔道連盟会長の承認を得る。
- (3) 合格者には、級位証書（講道館ホームページよりダウンロード可能）を授与することが望ましい。
- (4) 受審料については、柔道普及発展の観点から無料とする。

2. 三級から一級審査

- (1) 各郡市において「講道館級位（少年）基準に基づき実施する。
- (2) 柔道手帳に「○級合格」と記載する。
- (3) 合格者には、級位証書を授与する。（講道館ホームページよりダウンロード可能）
- (4) 受審料（保険料等含む）1,000 円徴収することができる。

3. その他

- (1) 合格者には定められた帯を着用させる。
- (2) 他の修行生と技能に大きく差があり、本県強化委員（少年強化担当）の推薦に基づき県柔道連盟会長が認めた場合、適切な級位に編入させることができる。
- (3) 一級位者が中学校に進学した時には、暫定的に三級（一般）と認め、同年 8 月以降に「二級審査（一般）受審可能とする。
ただし、それ以外は、従来通り 8 月以降「三級審査」を受審すること。
解釈に誤りが無いように注意すること。
- (4) 平成 30 年 4 月 1 日より実施する。

以上

4. 添付資料

- (1) 特例 説明書
- (2) 講道館級位（少年）について 別表「講道館級位（少年）基準」
- (3) 級位証書

平成30年2月20日

各講道館段位推薦委託団体長 殿

公益財団法人 講道館

講道館級位(少年)について

講道館級位(少年)の基準を設け、少年の稽古や試合において安全を確保し、指導の効率化を図り、講道館柔道修行の奨励を目的とする。

1 級位認定の委任

講道館は、講道館級位(少年)の認定を講道館段位推薦委託団体(以下段位推薦委託団体)に委任する。

2 級位証書

級位証書は講道館長名で発行し、段位推薦委託団体に委託する。

3 委任された団体の業務

- (1) 昇級候補者の審議・認定、級位証書の授与
- (2) 少年の修行者数(2月末日時点)の報告

4 級位の対象

級位は、七級から一級までとし、学年は小学1年生から小学6年生とする。

5 昇級の基準

基準は「講道館 級位(少年)基準」(別表)によるものとする。

6 昇級候補者の審議

修行者の柔道精神の修得、柔道に関する理解および術科体得の程度について評定する。

品性不良の者、柔道精神に反する言動のある者は他の事情の如何にかかわらず昇級することはできない。

7 昇級時の費用

委任された団体の定めるところとする。

「講道館 級位 (少年) 基準」

	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
昇級できる 最少学年	小学1年	小学1年	小学2年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年
最少修行月 数	6カ月	3カ月	3カ月	3カ月	3カ月	3カ月	3カ月
基礎知識	・講道館柔道の歴史 ・礼法 ・柔道衣 ・所作 (立つ動作など)						
基本動作	・姿勢 ・組み方 ・進退動作 ・体捌き ・崩し ・作り ・掛け						
受身	安全に受身ができる		移動して安全に受身 ができる		乱取や試合のどんな場面において も安全に受身ができる		
投技・固技	<ul style="list-style-type: none"> ・出足払 ・膝車 ・大腰 ・袈裟固 ・崩袈裟固 <p style="text-align: center;">など</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・釣込腰 ・支釣込足 ・背負投 ・上四方固 ・横四方固 <p style="text-align: center;">など</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・送足払 ・大内刈 ・大外刈 ・小内刈 ・体落 ・小外刈 ・内股 ・払腰 ・崩上四方固 ・肩固 ・投技の連絡変化 ・抑込技の連絡変化 <p style="text-align: center;">など</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・縦四方固 ・各種技 の連絡 変化 <p style="text-align: center;">など</p>

	無級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
帯の色	白色	水色		黄色	オレンジ色	緑色	紫色	茶色

※当該級において 他の修行生と技能に大きく差がある場合には裁量により 適切な級位に編入させることができる

(特例)

独自に少年の級位審査を実施している郡市、道場等もあることから、各道場等については、「講道館級位(少年)基準」に基づき、それぞれの級位に認めることができる。ただし、三級から一級については各郡市の審査を受審すること。

昇級できる最少学年及び最少修行月数

七級～小学1年、6か月以上修行、六級～小学1年、9か月以上修行

五級～小学2年、12か月以上修行、四級～小学2年、15か月以上修行

三級～小学3年、18か月以上修行、二級～小学4年、21か月以上修行

一級～小学5年、24か月以上修行

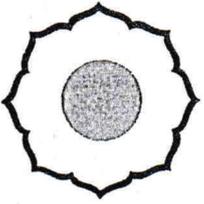
それぞれの級位基準に示された知識、技能を有する者

※ 8月31日までを特例期間とし、それ以降は「講道館級位(少年)基準」に基づき、学年に関係なく七級から受審すること。

少年

柔道館

級



右授与す

平成 年 月 日

講道館長 上村

